

労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の変更に関する覚書

セントスタッフ株式会社（以下「甲」という）とセントスタッフ株式会社札幌支店の過半数労働者代表（以下「乙」という）は、甲乙間において2025年2月28日に締結した労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定（以下「本協定」という）について、次の通り内容を変更し、覚書を締結する。

第3条

(1) 本協定第3条で定める職種名について、以下の職種を追加する。

1349 その他の営業職業従事者

- ・ 本協定で定める別表1「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」及び別表2「別表1の同種の業務に従事する一般労働者の平均的賃金額と同等以上であることを満たしたもの」について、第3条の追加職種のみを記載した別表1、2及び2の等級内訳を別途作成する。

第4条 本覚書の有効期間は、2025年6月1日より2026年3月31日までとする。

2025年 5月 30日

甲：セントスタッフ株式会社

代表取締役社長 片山 直樹



乙：過半数労働者代表

児玉 多佳子

